

第4次木津川市障害者基本計画等策定業務委託 事業者選定に係るプロポーザル募集要項

1. 業務の目的

「第4次木津川市障害者基本計画、第7期木津川市障害福祉計画・第3期木津川市障害児福祉計画」及び「第2次木津川市自殺対策計画」を策定するにあたり、策定支援事業者のこれまでの業務実績、人員体制、本市の状況に対する理解度、策定過程での議論手法、成果品の内容等を十分考慮する必要があることから、公募型プロポーザル方式により提案を受け、委託事業者を選定する。

2. 業務の内容

(1) 業務名

第4次木津川市障害者基本計画等策定業務

(2) 業務の内容

「第4次木津川市障害者基本計画、第7期木津川市障害福祉計画・第3期木津川市障害児福祉計画」及び「第2次木津川市自殺対策計画」の策定に関する業務（別添仕様書の通り）

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日までとする。

(4) 業務に関する費用（委託上限額）

- ・第4次木津川市障害者基本計画、第7期木津川市障害福祉計画・第3期木津川市障害児福祉計画策定業務委託料 5,709千円（税込）以内
- ・第2次木津川市自殺対策計画策定業務委託料 6,204千円（税込）以内

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。

- (3) 木津川市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (4) 木津川市指名競争入札参加者指名停止要綱（平成19年木津川市告示第115号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- (6) 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (7) 業務責任者として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を配置できるものであること。
- (8) これまでに障害者基本計画・障害福祉計画及び自殺対策計画の策定実績を有していること、若しくは過去5年間（または現在）で京都府内の自治体において、地域福祉計画、地域福祉活動計画または法定福祉計画（介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画）の委託業務実績を有すること。
- (9) 個人情報の取り扱いについて、情報セキュリティマネジメントシステム・ISMS（ISO27001）又はプライバシーマーク制度認証（JISQ15001）の認証を受けている者であること。
- (10) 福祉・障害制度等に高い見識を有していること
- (11) 京都府内又は近畿圏内に本社又は支店等を有する者であること。
- (12) 受託前後を問わず、木津川市と緊密な連絡調整が可能であること。
- (13) 木津川市役所において行う打合せ等に参加できること。
- (14) 電子メールでの情報の交換ができること。

4. 参加申込手続等について

参加希望者は、本実施要項に基づき参加申込書及び資料（以下「参加申込書等」という。）を提出しなければならない。なお、期限までに参加申込書等を提出しない者又は応募資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

提出書類：①～⑦について正本1部、副本5部を作成し提出すること。

①参加申込書【様式1】

②会社概要【様式2】

※会社概要または会社概要パンフレット等会社規模、従業員数がわかるものを添付のこと。

③障害者基本計画・障害福祉計画策定業務実績書【様式3】

④自殺対策計画策定業務実績書【様式4】

⑤京都府内法定福祉計画策定業務実績書【様式5】

※③～⑤については、関連会社の実績は含めないこと。

※③、④について、すでに公表されている計画書のうち直近の計画書を添付すること。

⑥業務責任者経歴書【様式6】

⑦業務実施体制【様式7】

提出期限：令和5年5月30日（火）午後5時【必着】

提出方法：持参又は郵送（必着）

郵送での提出の場合は、書留等記録の残る方法とし、発送の旨を電話連絡すること。

提出先：木津川市健康福祉部社会福祉課

〒619-0286 木津川市木津南垣外110-9

TEL 0774-75-1211

担当者 石本 小西 森本

5. 企画提案書等の提出について

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、「第4次木津川市障害者基本計画、第7期木津川市障害福祉計画・第3期木津川市障害児福祉計画策定業務仕様書」および「第2次木津川市自殺対策計画策定業務仕様書」により企画提案書等を作成し提出するものとする。

提出書類：①～②について正本1部、副本5部を作成し提出すること。

①企画提案書【A4版様式任意 片面10枚以内】

企画提案書には業務体制、詳細な業務役割分担及び策定スケジュールを記載すること。また、企画コンセプト、全体の構成案、各ページの展開案・デザイン案など、具体的な提案を明記するほか、必要に応じて資料を添付すること。なお、企画提案書には会社名等は記載しないこと。

②見積書【様式9】

合計見積金額及び内訳として、「第4次木津川市障害者基本計画、第7期木津川市障害福祉計画・第3期木津川市障害児福祉計画策定業務委託料」と「第2次木津川市自殺対策計画策定業務委託料」に係る見積金額を2（4）で示す委託上限額（税込）以内で記入すること。また、それぞれの経費の内訳と積算を記入すること。

正本1部のみ契約権限者印を押印し、副本5部は複写可とする。

提出期限：令和5年6月12日（月）午後5時【必着】

提出方法：持参又は郵送（必着）

郵送での提出の場合は、書留等記録の残る方法とし、発送の旨を電話連絡すること。

提出先：木津川市健康福祉部社会福祉課

〒619-0286 木津川市木津南垣外110-9

TEL 0774-75-1211

担当者 石本 小西 森本

6 質疑について

質疑がある場合は期限までに、質問書【様式8】により電子メールにて提出すること。

(1) 期限 第1次質問（参加申込、参加要件等について）

受付締め切り 令和5年5月23日（火）正午まで

回答 令和5年5月26日（金）

第2次質問（企画提案内容等について）

受付締め切り 令和5年6月6日（火）正午まで

回答 令和5年6月8日（木）

(2) 照会先 木津川市 社会福祉課 fukushi@city.kizugawa.lg.jp あてに電子メールで提出すること。その際、必ず送信の旨を電話にて担当まで連絡すること。

(3) 回答書はホームページ上で公表する。

7. 審査及び優先交渉権者決定基準について

(1) 審査方法

本市において、書類審査とプレゼンテーション審査を行い、総合的に評価する。見積価格が委託料上限金額の範囲内の応募者のうち、総合評価点が最も高い者を優先交渉権者とする。

(2) 優先交渉権者

本プロポーザルにより選定した優先交渉権者と協議を行い、協議が整った場合に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。協議が整わなかった場合等においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな優先交渉権者とすることがある。

なお、契約金額は、委託契約の交渉の相手方が提案した見積金額とする。

(3) 総合評価点の算出方法

総合評価点は、書類評価点と企画提案点の合計により算出する。

なお、総合評価点の満点を200点とし、それぞれの配点について書類評価点100点、企画提案点100点とする。また書類評価点には、価格評価点30点を含むものとする。

(4) 書類評価点の算出方法

書類評価点は、以下の計算式により算出する。提出された書類に基づき客観的に点数化するものとする。

$$\text{書類評価点} = 70 \text{点} \times \text{書類評価の得点合計} / \text{書類評価の配点合計}$$

(5) 価格評価点の算出方法

価格評価点は、以下の計算式により算出する。なお、小数点第3位以下を切り捨てる。

$$\text{価格評価点} = 30 \text{点} \times \text{応募者内での最低見積金額} / \text{見積金額}$$

(6) 企画提案点の算出方法

企画提案点は、以下の計算式により算出する。各応募者の企画提案点は、審査員ごとに以下の計算式により算出した企画提案点を平均したものとする。

$$\text{企画提案点} = 100 \text{点} \times \text{企画提案の得点合計} / \text{企画提案の配点合計}$$

(7) 書類審査点及び企画提案点の評価項目及び配点

項目	配点		評価観点
書類評価	100点	内書類評価点70点	①事業者実績 ②会社規模 ③業務実施体制 ④担当者実績
		内価格評価点30点	見積金額
企画提案	100点		①業務内容の理解度 ②実施方針 ③業務提案の独創性・現実性 ④提案内容の適格性・正確性 ⑤業務遂行能力・意欲

(8) 審査結果の通知

審査の結果は、参加者すべてに郵送により通知する。

(9) 審査結果の公表

審査結果については、本市のホームページにおいて優先交渉権者名のみ公表

する。

8. プレゼンテーションについて

(1) 実施日時等

日 時：令和5年6月15日（木）13：30～

（貴社のプレゼンテーション開始時間は電子メールで追って連絡する）

場 所：木津川市役所 会議室

(2) 実施方法

各参加事業者の提案時間は、原則、説明20分以内、質疑10分の計30分とする。説明については、提出した提案書の内容を基に簡潔に行うこと。また、提出した提案書の範囲内で異なる様式の資料を投影することは認めるが、新たな資料の配付は認めない。

プレゼンテーション時は、厳正な審査の実施のため、会社名等を公表せず行うこととし、使用する資料についても会社名等は記載しないこと。

なお、説明は、配置予定者調書に記載された担当者が行うこととし、会場に入室できるのは説明者を含め3名までとする。

説明時はプロジェクターの使用を可とし、プロジェクター、スクリーンは木津川市が会場に用意するが、接続するパソコン等の端末は提案者が用意するものとする。

9. 提案者の無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

(1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

(4) 審査の公平性を害する行為があった場合

(5) プレゼンテーションに欠席した場合

(6) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

10. その他

(1) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書及び見積書等は、審査結果に関わらず返却しない。

(3) 採択された企画提案書の著作権は、木津川市に帰属する。

(4) 企画提案書等すべての提出書類の作成経費の他、旅費等の必要経費等は全て提出者の負担とする。

- (5) 事業実施により完成した「第4次木津川市障害者基本計画、第7期木津川市障害福祉計画・第3期木津川市障害児福祉計画」及び「第2次木津川市自殺対策計画」のデータは、社会福祉課にデジタルデータとして渡すものとし、成果品に関する一切の権利（原版及びデータの所有権並びに印刷物の著作権等）は、木津川市に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、木津川市は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (6) 企画提案書の提出は、1者1提案とする。
- (7) 企画提案書を受理した後は、その追加、修正は認めない。
- (8) 企画提案書は、委託業者の選定作業以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (9) 企画提案書は、委託業者の選定を行うに当たり必要な範囲において複写することがある。
- (10) 業務内容は、採択された提案書の内容によるものとするが、木津川市との協議により変更・修正を加える場合がある。
- (11) 企画提案のあったもののうち、本市が認めたものは、業務仕様として取り扱う。
- (12) 審査員の構成、応募者名等についての質問は、一切受け付けない。
- (13) 本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、速やかに事務局まで文書で届け出をすること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いは行わない。
- (14) プロポーザルの手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (15) 当該案件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには一切応じない。
- (16) 当該事業の実施にあたり、木津川市が所有する写真等のデータを契約者に貸与する場合がある。
- (17) 提出された書類等は、原則情報公開の対象とする。